

「農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先:農林水産省

勧告日:平成25年9月27日 回答日:平成26年7月2日

主な勧告(調査結果)

主な改善措置状況

1 国の造成施設のストックマネジメントの推進

① 周知・広報の強化、実施方針の報告の徹底

- ・実施方針が未報告の保全計画 386/560 計画(約7割)
- (原因)ストックマネジメントの意義に対する管理者の理解不足等

② 点検・確認の徹底

- ・記載漏れや転記ミスなど、不正確な点がみられたもの
- 【機能診断】22/69計画(約3割)
- 【保全計画】44/69計画(約6割)

③ 取組状況の整理、効果等の評価

- ・保全対策等の全国的な取組状況が整理されていない

- ① スtockマネジメントの必要性・有効性の一層の理解を図る管理者向け説明会の開催等を地方農政局等に指示
管理者に実施方針の報告を徹底させ、報告状況を定期的に確認することを地方農政局等に指示
- ② 機能診断・保全計画チェックリスト及び保全計画作成要領を新たに策定し、これらに基づく点検・確認の徹底を地方農政局等に指示
- ③ スtockマネジメントの全国的な取組状況を平成28年度までの現行の土地改良長期計画の見直しの際など適期に整理し、取組の効果等を評価予定

2 県等の造成施設のストックマネジメントの推進

① 周知・広報の強化

- ・【県の造成施設】
事業を実施していない 1/19 県
対象が県内の基幹的な施設の5割未満のもの 10/18 県(約6割)
- ・【土地改良区等の造成施設】
事業を実施していない 9/19 県(約5割)
対象に県内の基幹的な施設を含まないもの 7/10 県(7割)
- (原因)ストックマネジメントの意義に対する管理者の理解不足等

② 点検・確認の徹底

- ・記載漏れや転記ミスなど、不正確な点がみられたもの
- 【機能診断】47/84計画(約6割)
- 【保全計画】52/84計画(約6割)

- ① スtockマネジメントの必要性・有効性の一層の理解を図る管理者向け説明会の開催等を都道府県に指導・助言
- ② 国で行う新たな点検・確認の取組を参考とした自主的な点検・確認の徹底を都道府県に指導・助言

3 データベースの適切な管理

○ 適切な入力・修正、定期的な点検の実施

- ・登録施設の情報に漏れ・誤り等 延べ147事例

新たに内容確認チェック欄を設けた報告様式による、入力内容の確認・修正、結果報告(毎年)を地方農政局等に指示

農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年8月～25年9月
- 2 調査対象機関 農林水産省

【勧告日及び勧告先】 平成25年9月27日 農林水産省

【回答年月日】 平成26年7月2日

【調査の背景事情】

- 農業用排水路を始めとする農業水利施設は、国民に安定的な食料供給を行うため必要不可欠な農業生産基盤として、国や都道府県等により整備
- 平成21年度末までに整備された基幹的な施設（受益面積100ha以上）は、水路約5万km、ダムやポンプ場等約7,000か所あるが、水路の約3割、ダムやポンプ場等の約4割が耐用年数を超過。近年、突発的な破損事故の約8割は、施設の劣化が原因
- 一方、国や都道府県等の厳しい財政状況により、施設の更新整備が遅延し、将来にわたる安定的な機能の発揮に支障が生ずることが懸念。
- こうしたことを踏まえ、農林水産省では、「土地改良長期計画」（平成24年3月30日閣議決定）等に基づき、これまでの全面的な改築・更新に代え、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進
- この行政評価・監視は、農業水利施設の効率的かつ効果的な保全管理を推進する観点から、施設の管理状況等を調査

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>1 農業水利施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進 (1) 国営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進 ア スtockマネジメントの効果的な実施 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、国営造成施設のストックマネジメントの効果的な実施を確保する観点から以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① スtockマネジメントの効果について早期に順次、的確に発現を図ること。このために次の措置を講ずること。</p> <p>i) スtockマネジメントの取組の必要性及び有効性について、一層の理解を図るため、施設管理者に対し、周知・広報を強化するとともに、施設の機能低下のリスクの程度、重要度等を勘案して、機能診断の実施及び機能保全計画の作成を的確に推進すること。</p> <p>ii) 機能保全計画を作成する際は、当該施設管理者及び機能保全対策を事業化した場合の費用負担が想定される関係地方公共団体をその作成過程に関与させ、その意見も踏まえつつ作成すること。</p> <p>また、機能保全計画には、当該施設管理者及び関係地方公共団体が事業化を検討する際の参考となるよう、当該計画に基づき機能保全対策を行うことによる費用負担上のメリット、地区内の他施設の情報等も加えて、分かりやすく示すこと。</p> <p>iii) 地方農政局内の連携を適切に図りつつ、施設管理者に対して、機能保全計画に基づく機能保全対策の実施に関する検討状況を定期的に確認し、適期に機能保全実施方針の報告を受けるとともに、機能保全計画に基づく機能保全対策が実施されるよう支援すること。</p> <p>また、これまでに作成した機能保全計画についても機能保全実施方針の報告を受けるとともに、機能保全計画に基づく機能保全対策が実施されるよう支援すること。</p> <p>なお、機能保全計画の最適シナリオのとおり機能保全対策を実施することが難しい場合の対応方策について、「農業水利施設の機能保全の手引き」に示すこと。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 農林水産省は、国営造成施設のストックマネジメントの取組を推進するため、平成 15 年度以降「国営造成水利施設保全対策指導事業」を実施</p>	<p>① 平成 26 年 1 月開催の地方農政局等担当者会議（本省）等や 25 年 11 月 19 日に発出した課長通知（※）により、以下のとおり地方農政局等に対し勧告内容の周知及び所要の指示を行ったところである。</p> <p>（※「国営事業により造成された基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの適切な推進について」（平成 25 年 11 月 19 日付け 25 農振第 1655 号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）</p> <p>i) スtockマネジメントの必要性及び有効性について、施設管理者や地方公共団体を対象とした説明会の開催や個別の打合せ等を通じて、一層の理解を図ること。また、施設の造成年度、重要度、劣化状況等を勘案して計画的に機能診断の実施及び機能保全計画の作成を行うこと。</p> <p>ii) 機能保全計画を作成する際、機能診断実施前や機能保全計画案作成後などの各段階において、ライフサイクルコストの低減による費用負担上のメリットや、地区内の他施設の機能保全計画の情報等を施設管理者及び費用負担が想定される関係地方公共団体に説明するなど情報共有を図ることにより、これらを作成過程に関与させ、その意見も踏まえつつ作成すること。</p> <p>iii) 国営造成水利施設保全対策指導事業において、機能保全実施方針の報告を徹底し、報告状況を定期的に確認すること。</p> <p>また、機能保全計画に基づく機能保全対策について、監視を確実に行いつつ、監視結果を踏まえて適時と判断された施設において必要な対策工事が円滑に実施されるよう、施設管理者及び費用負担が想定される地方公共団体との調整を図る取組などの支援を行うこと。</p> <p>なお、これまでに作成した機能保全計画についても、上記と同様、機能保全実施方針の報告の徹底、施設管理者等の支援を図ること。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が、機能診断を行い、機能保全計画を作成 ・ 機能保全計画の作成後、地方農政局長等は、施設管理者から、同計画に基づく保全対策の内容、実施時期（予定）等を記載した機能保全実施方針の報告を翌年度の6月末までに受理（事業実施要綱等） ・ 施設管理者が同計画に基づき保全対策を行う場合は、国の補助金・交付金事業などにより、工事費等の経費が助成 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した13土地改良調査管理事務所（以下「事務所」という。）が作成した機能保全計画のうち施設管理者から機能保全実施方針の報告がないもの 386/560 計画（約7割） ○ 調査した13事務所が作成した機能保全計画のうち、保全対策の時期を平成21年度～23年度のいずれかに示していながら、当該計画で示す保全対策が講じられず保全対策の時期を経過している例が98施設。うち94施設は、施設管理者から機能保全実施方針が未提出 	<p>また、機能保全計画の最適シナリオのとおりに機能保全対策を実施することが難しい場合の対応方策については、施設の継続的な監視による対応などについて、平成26年度末をめどに改訂する予定の「農業水利施設の機能保全の手引き」に示すことについて現在検討を進めているところである。</p>
<p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 施設の監視状況等を含むストックマネジメントの全国的な取組状況について、土地改良長期計画の見直しの際など適期に整理するとともに、取組の効果等を評価し、ストックマネジメントの一層の推進を図ること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省は、土地改良長期計画等において、機能診断の実施率と機能保全計画の策定率を指標に設定 <p>受益面積100ha以上（※）の国営造成施設の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能診断の実施率 9割（平成28年度） ・ 機能保全計画の策定率 8割（平成28年度） <p>（※ 受益面積100ha以上の農業水利施設が、基幹的な施設とされる。）</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機能診断の実施状況及び機能保全計画の作成状況を明らかにすることにとどまっている 	<p>ストックマネジメントの全国的な取組状況について、平成28年度までの現行の土地改良長期計画の見直しの際など適期に整理するとともに、取組の効果等を評価する予定である。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>③ 国と地方公共団体等の適切な役割分担の観点から、国営造成施設を対象とする事業において、国営造成施設以外の施設について機能診断等を実施しないこと。</p> <p>また、同様の観点から、国営造成施設の機能診断の実施及び機能保全計画の作成について、国が実施する場合及び地方公共団体等が実施する場合のそれぞれの範囲を明確化し、事業の重複が生じないようにすること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省は、国営造成施設のストックマネジメントの取組を推進するため、平成 15 年度以降「国営造成水利施設保全対策指導事業」を実施 ○ 一方、平成 23 年度から、農山漁村地域整備交付金等において、施設管理者が、国営造成施設について機能診断の実施から機能保全計画の作成、機能保全対策の実施までを行うことができる制度を新たに創設 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 13 事務所のうち 2 事務所で「国営造成水利施設保全対策指導事業」により、国営造成施設でない施設の機能診断を実施、機能保全計画を作成している例がみられた ○ 調査した 13 事務所のうち 1 事務所で「国営造成水利施設保全対策指導事業」により平成 21 年度に機能保全計画を作成した施設について、別途、当該施設を管理する土地改良区が、地域自主戦略交付金により、23 年度に機能保全計画を作成している例がみられた 	<p>「国営事業により造成された基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの適切な推進について」（平成 25 年 11 月 19 日付け 25 農振第 1655 号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）を地方農政局等に発出し、国営造成水利施設保全対策指導事業において国営造成施設を対象に機能診断することを徹底しているところである。</p> <p>また、平成 26 年 1 月開催の地方農政局等担当者会議（本省）等や 25 年 11 月 19 日付けに発出した課長通知（※）により、都道府県、市町村、土地改良区等が国営造成施設の機能診断の実施及び機能保全計画の作成を行う場合は、農業水利ストック情報データベース等で国が実施していないことを確認し、国の事業と重複が生じないよう指導しているところである。</p> <p>（※「都道府県営事業、団体営事業等により造成された基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの適切な推進について」（平成 25 年 11 月 19 日付け 25 農振第 1656 号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>イ 適切な機能診断の実施及び機能保全計画の作成の徹底 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、ストックマネジメントの適切かつ効果的な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 機能診断における現地調査及び施設状態の評価について、現地調査(定点調査)票及び施設状態評価表を適期に点検して、その正確性を確保することができるよう業務の実施方法を見直し、それに即して機能診断業務を適切に行うこと。</p> <p>② 機能保全計画に対する施設管理者の適切な理解が確保されるよう、各項目の記載内容を明確にするなど、機能保全計画書の統一的な作成要領を定めること。</p> <p>また、機能保全計画を作成するに当たっては、機能保全計画案について、その内容を適期に点検して、不正確な内容を改めることができるよう業務の実施方法を見直し、それに即して機能保全計画の作成業務を適切に行うこと。</p> <p>さらに、作成した機能保全計画を適切に施設管理者に交付すること。</p> <p>③ 本調査で指摘した機能診断における不適切な例及び機能保全計画における不適切な例については、適切なものに改めるとともに、施設管理者に対し、正確な機能診断結果に基づく正確な機能保全計画を再度、提供すること。</p> <p>また、これまで実施された機能診断及びこれまで作成された機能保全計画の一斉点検を行い、必要に応じて機能保全計画の見直しを行うこと。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 機能診断は、次の段階による調査を実施(機能診断調査)し、把握したデータから施設の劣化状況・健全度(5段階)を評価(機能診断評価)</p> <p>→ 施設状態評価表を作成</p> <p>① 事前調査</p> <p>② 現地踏査</p> <p>③ 現地調査(所用の地点で、目視、計測等による定量的な調査)</p> <p>→ 現地調査(定点調査)票を作成</p>	<p>平成26年1月開催の地方農政局等担当者会議(本省)等や25年11月19日に発出した課長通知(※)により、以下のとおり地方農政局等に対し勧告内容の周知及び所要の指示を行ったところである。</p> <p>(※「国営事業により造成された基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの適切な推進について」(平成25年11月19日付け25農振第1655号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知))</p> <p>① 今回新たに策定した機能診断業務に係るチェックリストに基づき適切に機能診断業務を行うこと。</p> <p>② 今回新たに策定した機能保全計画作成要領と機能保全計画に係るチェックリストに基づき適切に機能保全計画の作成業務を行い、さらに機能保全計画を適切に施設管理者に交付すること。</p> <p>③ これまでに実施した機能診断及び作成した機能保全計画について、上記のチェックリストに基づき一斉点検を行い、適切な機能保全計画を施設管理者へ再度提供するとともに、一斉点検の結果を報告すること。</p> <p>なお、これまでに実施した機能診断及び作成した機能保全計画のうち指摘を受けた不適切な例については、全て適切なものに改めたところであるが、施設管理者への提供は、一斉点検の結果と併せて行う予定としている。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>○ 機能保全計画は、機能診断の結果に基づき次の事項を取りまとめるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、使用状況等）の概要及び結果 ② 機能診断の結果（劣化度合いの測定等）の概要及び結果 ③ 劣化原因究明のための構造物の監視 ④ 機能保全対策（対策工法、対策時期、概略対策費） <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した13事務所の作成した69件の機能保全計画に係る機能診断結果 → 機能診断調査の結果（現地調査（定点調査）票）と機能診断評価の結果（施設状態評価表）の内容が一致していないなど、機能診断結果に疑問があるもの 22/69計画</p> <p>○ 調査した13事務所の作成した69件の機能保全計画 → 機能診断の結果と機能保全計画の内容が一致していないなど、機能保全計画の内容の正確性に疑問があるもの 44/69計画</p>	
<p>(2) 県営造成施設・団体営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、県営造成施設及び団体営造成施設のストックマネジメントの適切かつ効果的な推進を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体及び土地改良区に対して、ストックマネジメントの取組の必要性及び有効性について、説明会や研修等を積極的に開催して周知するとともに、先進的な取組事例を示すなど、ストックマネジメントの取組の推進が図られるよう必要な支援を行うこと。 ② 都道府県に対して、適切な機能診断の実施及び機能保全計画の策定が図られるよう、指導・助言するとともに、これまでの各種事業の実績や当省の調査結果を踏まえ、「農業水利施設の機能保全の手引き」等の各種マニュアルの充実、機能保全計画の策定事例の提供などの必要な支援を行うこと。 	<p>平成26年1月開催の地方農政局等担当者会議（本省）等、25年11月以降に開催した都道府県担当者会議（各地方農政局）等や都道府県の会議等を通じて、また、25年11月19日付けで発出した課長通知（※）により、以下のとおり地方農政局等を通じて、都道府県、市町村、土地改良区等に対し、勧告内容の周知及び所要の措置の指導・助言を行ったところである。</p> <p>（※） 「都道府県営事業、団体営事業等により造成された基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの適切な推進について」（平成25年11月19日付け25農振第1656号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）</p> <p>・ 「国営事業により造成された基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの適切な推進について」（平成25年11月19日付け25農振第1655号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>また、都道府県に対して、当省の調査で指摘した機能診断における不適切な例及び機能保全計画における不適切な例については、適切なものに改めるとともに、正確な機能診断結果に基づく正確な機能保全計画を再度、施設管理者に提供するよう指導・助言すること。</p> <p>さらに、都道府県に対して、これまで実施した機能診断及び機能保全計画の総点検及び必要な見直しを行うことについて、指導・助言すること。</p> <p>③ 機能保全計画の策定時、また、施設の監視期間を通じて、当該施設管理者や機能保全対策を事業化した場合の費用負担が想定される関係市町村などとの調整を行うことを「農業水利施設の機能保全の手引き」において明確化するなど、都道府県に対して、必要な支援を行いつつ、機能保全計画及び施設の監視結果を踏まえた機能保全対策の適時かつ円滑な実施が図られるよう、指導・助言すること。</p> <p>また、都道府県に対して、調整に際し関係者の意向を十分尊重するよう指導・助言すること。</p>	<p>① スtockマネジメントの必要性及び有効性について、地方公共団体及び土地改良区を対象とした説明会の開催や個別の打合せ等を通じて一層の理解を図ること。</p> <p>② 国で行う点検・確認の取組（※）を参考に、総務省の調査で指摘された不適切な例については、正確な機能保全計画を施設管理者に再度提供すること。また、機能診断の実施及び機能保全計画の策定を今後適切に行うとともに、これまで実施した機能診断及び策定した機能保全計画についても、自主的な点検・確認を実施すること。</p> <p>（※ 国では、今回新たに策定した機能診断業務に係るチェックリスト等に基づき、機能診断及び機能保全計画の内容を点検し、正確な機能保全計画を施設管理者に提供することとしている。）</p> <p>③ 機能保全計画及び施設の監視結果を踏まえた機能保全対策については、監視を確実に行いつつ、監視結果を踏まえて適時と判断された施設において必要な対策工事が円滑に実施されるよう、施設管理者及び費用負担が想定される関係市町村などとの調整に際しては、その意向を十分尊重すること。</p> <p>なお、先進的な取組事例を示すなど、Stockマネジメントの取組の推進が図られるよう必要な支援を行うことについては、今後検討の上実施する予定である。また、機能保全計画の策定時、施設の監視期間を通じて施設管理者や関係市町村などとの調整を行うことなどについて、平成26年度末をめどに改訂する予定の「農業水利施設の機能保全の手引き」に示すことについて現在検討を進めているところである。</p>
<p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 県営造成施設・団体営造成施設のStockマネジメントは、国の補助金等により、都道府県が事業対象とする施設を選定し、これを「実施方針」に位置付けて取組を実施</p> <p>○ Stockマネジメントの具体的な取組（機能診断の実施、機能保全計画の作成、保全対策の実施）は、国の取組に準じて実施</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した19道府県にはStockマネジメントの取組が低調なものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が未実施のもの：県営造成施設 1／19道府県 団体営造成施設 9／19道府県 ・ 実施方針上の対象施設が少ないもの： 県営造成施設（県内の基幹的な施設の5割未満のもの）10／18道府県 団地営造成施設（基幹的な施設を含まないもの）7／10道府県 <p>○ 調査した17道府県（県営造成施設）の機能診断及び機能保全計画の内容に不正確な点がみられる</p>	

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査した 84 件の機能保全計画に係る機能診断結果 → 機能診断調査の結果(現地調査(定点調査)票)と機能診断評価の結果(施設状態評価表)の内容が一致していないなど、信頼性に疑問があるもの 47/84 計画 ・ 調査した 84 件の機能保全計画 → 機能診断の結果と機能保全計画の内容が一致していないなど、機能保全計画の内容の正確性に疑問があるもの 52/84 計画 ○ 調査した 19 道府県(国営造成施設)には、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていない施設がみられたもの 9/19 道府県 	
<p>(3) 農業水利ストック情報データベースの適切な活用 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、農業水利ストック情報データベースを適切に活用し、農業水利施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国営造成施設については、農業水利ストック情報データベースに適切に情報の入力及び修正を行うとともに、これを担保するため、定期的に入力及び修正の状況を点検する仕組みを設け、入力及び修正の状況をフォローアップすること。</p> <p>② 地方公共団体や土地改良区における利用ニーズの把握を行い、利用者の要望を適切に整理した上で、データベースの改良その他の措置をとること。</p> <p>また、データベース化による効果を示した事例を提供するなど、利用促進に向けた取組を行うこと。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 農林水産省は、「農業水利ストック情報データベース」を整備し、平成 19 年度から運用。同データベースは、受益面積 100 ha以上の国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を対象として、農業水利施設の施設基本情報、維持管理情報、補修等履歴情報、機能診断情報等を登録</p>	<p>平成 26 年 1 月開催の地方農政局等担当者会議(本省)等や 25 年 11 月 19 日付けで農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保管理室から発出した事務連絡(「農業水利ストック情報データベースの適切な活用について」)により、以下のとおり地方農政局等に対し勧告内容の周知及び所要の指示を行ったところである。</p> <p>① 地方農政局等は、国営造成施設について、新たに内容確認チェック欄を設けたデータベースの入力内容の報告様式を用いて、施設ごとに入力された内容を確認し、間違いを訂正するとともに、その状況を取りまとめて毎年報告を行うこと。</p> <p>② 地方農政局等は、データベースの活用方法を示した新たな事例集を用いて、地方公共団体や土地改良区にその活用方法を周知するとともに、データベースに対する利用者の要望等を把握すること。</p> <p>また、上記要望を踏まえ、必要に応じてデータベースを改良する予定としている。</p> <p>なお、データベースの活用方法を示した事例集は、平成 25 年 12 月 25 日</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>○ 地方公共団体や土地改良区はインターネット経由でデータベースにアクセスし、農林水産省から付与されるID・パスワードでログインして利用することが可能</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ データベースの入力内容をみると、施設そのものの登録漏れ、補修等履歴情報、機能診断情報などストックマネジメントを推進していく上で欠かせない情報に漏れや誤りあり</p> <p>○ 調査した19道府県において、データベースを利用するために必要となるID・パスワードが付与されている地方公共団体等 36/81 団体</p>	<p>に地方農政局等に配布済みである。</p> <p>さらに、データベースへの入力漏れ等については入力し、IDとパスワードを付与していなかった45団体について付与済みである。</p>
<p>(4) スtockマネジメントの推進に係る基礎データの一層の正確性の確保 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>農林水産省は、ストックマネジメントの推進に係る基礎データについて、一層の正確性の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 農業基盤情報基礎調査が土地改良長期計画の作成や農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するものであるという重要性に鑑み、データのチェック体制の見直しを図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農林水産省は、毎年度、各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、農業水利施設（受益面積100ha以上のもの）等の整備状況について把握する「農業基盤情報基礎調査」を実施。この中で、施設別の施設諸元、管理団体、建設年度、建設事業費、受益面積等を把握することにより、データを更新・整備</p> <p>→ スtockマネジメント推進上の基礎データとして活用</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した8地方農政局(※)のうち、農業基盤情報基礎調査で把握漏れがみられたもの5局、建設事業費などのデータ誤りがみられたもの4局</p> <p>(※) 各地方農政局のほか北海道開発局を含む。以下同じ。</p>	<p>本省及び地方農政局等担当者でのデータのチェック体制の見直しに係る検討を踏まえ、平成26年3月3日付けで農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室から発出した事務連絡(「農業基盤情報基礎調査の一層の正確性の確保に向けた取組について」)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹水利施設整備状況整理票の記入に使用したデータの出典元や算定根拠を明確にしておくこと ・ 根拠資料等を基に記入内容のチェックを徹底すること <p>について、地方農政局等、都道府県に対し指導等を行った。</p> <p>なお、平成26年4月24日に開催した地方農政局等担当者会議(本省主催)において、事務連絡の内容を周知するとともに、26年7月末までに順次開催される予定の都道府県担当者会議(地方農政局等主催)においても再度周知する。</p> <p>また、基幹水利施設整備状況整理票の記入を行う際、桁間違い等入力ミスの可能性を作業者に瞬時に警告するよう、チェック機能を強化するため、平成26年6月末までに入力ツールを改修した。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 農業水利施設に係る突発的事故の発生状況調査の結果は、土地改良長期計画など政策の企画立案などに利用されているという重要性に鑑み、調査の対象となる事故の報告についてのルールを明確化するなど、適切に調査が実施されるよう見直しを行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農林水産省は、毎年度、農業水利施設（国営、県営、団体営施設）に係る突発的事故の発生状況調査を実施。 調査の対象となる事故の範囲は、自然災害に起因する事故を除いたもの（ただし、施設の経年的な劣化を背景として、自然災害がきっかけとなった事故は含まれる）</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した8地方農政局等のうち、調査の対象となる突発的事故であるにもかかわらず未報告となっているものが4局において9件</p>	<p>平成 26 年 4 月 16 日付けで農林水産省農村振興局水資源課施設保全管理室から各地方農政局等に発出した事務連絡（「農業水利施設に係る突発的事故の発生状況調査について」）により、突発事故調査の対象となる事故は「災害復旧の対象となる自然災害で生じた事故以外の全ての事故が対象」と明示する等、報告についてのルールの明確化を行った。</p> <p>また、平成 26 年 4 月 21 日に開催された地方農政局等担当者会議（本省）において、今回の勧告の内容の周知と、当該事務連絡による適切な調査の実施の指示を行った。</p>
<p>2 農業水利施設に係る土地改良法に基づく管理の適正化等</p> <p>(1) 国営造成施設の財産管理事務の適正化</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、国営造成施設の財産管理事務の適正かつ効率的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 農業水利施設の管理委託・譲与の手続が未着手又は未了になっているものの改善方策について検討を行い、予定管理者等との間の必要な調整を進めること。 また、今後、管理委託・譲与等の手続については、手続完了までに長期間を要することのないよう地方農政局等及び手続の相手方に周知徹底を図ること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 国営造成施設は国有財産で、土地改良法上「土地改良財産」と位置付け。土地改良財産の管理委託は、工事が完了し、又は施設完了したときに、速やかに行うこと（通達）。</p>	<p>該当施設のある北陸農政局において、平成 25 年度中に予定管理者を含む県、市等の関係機関と対応策の検討（現地調査を含む。）を9回実施した。引き続き、管理委託に向けて、関係機関と必要な調整を進めることとしている。</p> <p>各地方農政局等に対し、「土地改良財産の適切な管理について」（平成 25 年 11 月 19 日付け 25 農振第 1657 号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）により、土地改良財産の管理委託、譲与等の手続について、手続完了までに長期間を要することのないように留意することを指示した。</p> <p>また、管理受託者等に対し、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）等に定められた手続を行う必要がある場合は、速やかに手続を行うよう各地方農政局等から周知した。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>○ 譲与した土地改良財産について、譲与先から施設の用途を廃止した旨の報告があったときは、直ちに当該財産の現況を確認の上、当該財産を返還させ、速やかに所有権移転登記を行うこと（通達）。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した8地方農政局のうち、事業完了（昭和44年度）後、未だ管理委託されていないものがみられたもの 1局</p> <p>○ 調査した8地方農政局のうち、譲与された国営造成施設が解体・撤去されたにもかかわらず、報告が遅れ、用途廃止の手続が完了（平成24年4月）するまで10年以上を要しているものがみられたもの 1局</p>	
<p>（勧告要旨）</p> <p>② 土地改良財産台帳及び管理台帳は、土地改良財産の管理の基礎となるものであることから、早期に記載内容の点検を行い、適正な情報に基づく台帳を整備すること。 また、管理受託者に対し、管理台帳の適正な整備を指導すること。</p> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農林水産省は、土地改良財産台帳を備えておかなければならない（土地改良法）。土地改良財産台帳は、国有財産台帳に代わるもの 土地改良財産の管理委託を受けた者（管理受託者）は、管理台帳を備えておかなければならない（土地改良法施行令） 土地改良財産に変更があった場合、その変更について、土地改良財産台帳、管理台帳に、それぞれ記載しなければならない</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した8地方農政局のうち、土地改良財産台帳に記載漏れや記載誤りがみられたもの 3局</p> <p>○ 調査した69管理受託者のうち、管理台帳に記載漏れや記載誤りがみられたもの 10者</p>	<p>各地方農政局等に対し、「土地改良財産の適切な管理について」（平成25年11月19日付け25農振第1657号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）を発出し、勧告事項に対する措置を以下のとおり講じているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地改良財産台帳については、記載内容の点検を行い、適正な情報に基づく台帳を整備するよう指示し、地方農政局等において、平成26年3月までに全て修正を終了した。 管理台帳については、管理受託者（都道府県・土地改良区等）が、記載内容の点検を行い、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）に定められた事項を遺漏なく記載するとともに、記載事項に変更があったときは、その都度、変更に係る事項を記載するよう、各地方農政局等から指導した。

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(2) 管理規程の整備等 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、地方公共団体及び土地改良区に対して、農業水利施設の管理に必要な規程を整備するとともに、規程に則した管理を行うことについて、指導・助言する必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体は、ダム、頭首工又は都道府県知事が指定する水路の管理を土地改良事業として実施する場合、管理規程を条例により定めなければならない（土地改良法） ○ 土地改良区は、ダム、頭首工又は都道府県知事が指定する水路の管理を行う場合には、管理規程を定めなければならない（土地改良法） ○ 管理規程には、施設の管理に関し、必要な事項を定めなければならない（土地改良法施行規則） <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した地方公共団体及び土地改良区において次の事例あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法上の管理規程が策定されていないもの 3事例 ・ 規程で定める事項が未点検、点検・観測結果が未記録のもの 8事例 	<p>管理受託者（都道府県・土地改良区等）に対し、「土地改良財産の適切な管理について」（平成 25 年 11 月 19 日付け 25 農振第 1657 号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）により、施設管理者は管理規程その他の規程に則した施設管理を行う必要があることについて、各地方農政局等を通じて指導した。</p> <p>また、土地改良区等に対しては、「土地改良施設の適切な維持管理について」（平成 25 年 9 月 30 日付け 25 農振第 1451 号農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）においても、農業水利施設の管理に必要な規程を整備するとともに、規則に則した管理を行うことについて、都道府県を通じて指導の徹底を図るよう地方農政局等に通知した。</p>
<p>3 その他 (1) 土地改良施設管理円滑化事業の適切な実施 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、土地改良区等における農業水利施設の管理業務に対する支援の適正化を図る観点から、土地改良施設管理円滑化事業について、診断結果を適切に作成・交付し、施設管理者による補修の実効性を確保させるよう地方連合会を指導する必要がある。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良施設管理円滑化事業（国庫補助） 都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区等の施設管理者に対し、 	<p>都道府県土地改良事業団体連合会に対し、土地改良施設管理円滑化事業における診断・管理指導結果が管理業務に適切に生かされるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地指導の際に指導内容を記載した書面を施設管理者に交付すること ・ 速やかに診断・管理指導結果調書を作成し交付すること ・ 診断・管理指導の結果必要とされた整備補修が適切に実施されるよう施設管理者のフォローアップをすること <p>について、「土地改良施設の適切な維持管理について」（平成 25 年 9 月 30 日付け 25 農振第 1451 号農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知）</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>定期又は随時に、施設の診断、管理指導を行うもの。診断終了後、調書を作成し、施設管理者に交付</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した 20 都道府県土地改良事業団体のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年連続で調書に記載せず口頭で指導している例があるもの 1 団体 ・ 診断ごとではなく年度内の調書をまとめて交付している例があるもの 1 団体 ・ 当該団体が補修を要するレベルと考える状態にある内容を 3年連続で指導しているが、補修されていない例があるもの 1 団体 	<p>により地方農政局等を通じて指導した。</p> <p>また、前述の現地指導の際に施設管理者に交付する書面は、平成 26 年 2 月 25 日付けで農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課から発出した通知（「水土総合強化推進事業の適切な実施と円滑な推進について」）により、記載要領を示し、診断・管理指導の現場での確認書として活用するよう、地方農政局等を通じ都道府県及び都道府県土地改良事業団体連合会に対して周知を図った。</p>
<p>(2) 農地・水保全管理支払交付金に係る活動実績の適切な確認 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>農林水産省は、農地・水保全管理支払交付金の適切な活用を確保する観点から、提出書類に不備がみられた場合、活動組織等に対する補正の指示及び必要に応じて補足確認を行うなど、適切な確認を実施するよう、改めて市町村に指導・助言する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農地・水保全管理支払交付金（国庫補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者、地域住民等から成る団体（活動組織）が行う水路の草刈り・泥上げや水路の補修・更新などの活動に対して経費を交付するもの ・ 活動組織は市町村を経由して活動実績を報告し、市町村が活動実績の確認・指導を行う <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した 40 市町(223 活動組織)のうち、関係書類間で活動時期や内容等の記載が整合していないなど、活動実績報告書類に関する不備等がみられたもの 21 市町 (56 活動組織)</p>	<p>平成 26 年 4 月開催の地方農政局等担当者会議（本省）において、今回の勧告の内容を周知し、管内の市町村担当者への周知・徹底を指導するとともに、26 年 1 月 10 日付けで農林水産省農村振興局整備部農地資源課から発出した事務連絡（「農地・水保全管理支払交付金の活動実績の適切な確認等について」）により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長が行う実施状況の確認に当たり、実施状況確認チェックシートの活用を徹底するなど適切に実施すること ・ 活動組織等からの提出資料等に不備が見られた場合にあっては、活動組織等に対して補正の指示を行うとともに、その補正の実施状況について必要に応じて補足確認を行うこと <p>について、地方農政局等を通じて指導した。</p> <p>なお、農地・水保全管理支払交付金により支援していた活動内容は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動に対して支援を行うものとして平成 26 年度に創設した多面的機能支払交付金において実施することとしており、本交付金においても農地・水保全管理支払交付金と同様、市町村長が行う実施状況の確認時に、実施状況確認チェックシートを活用して行うことを実施要領に定めている。</p>